

平成 25 年 4 月 1 日

関係人 各位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂本 幸雄

管財人 小林 信明

認可決定の確定時期に関するお知らせ

既にお知らせしておりますとおり、弊社は、管財人が提出した更生計画案につき、債権者の皆様の多数のご賛同を得て、平成 25 年 2 月 28 日に東京地方裁判所より更生計画認可の決定を受けました。同決定は、同年 3 月 15 日に官報公告され、同月 29 日までが即時抗告期間となっておりますが、同日までに、一部の債権者から、即時抗告がなされました。そのため、即時抗告について東京高等裁判所の判断がなされるまでの間、認可決定は確定しないこととなりましたのでお知らせいたします。

更生計画に基づく弁済は、認可決定確定が条件の 1 つとなっており、これらの条件が成就するまでは弁済を実施できないこととなります（2 月 28 日付更生計画認可決定に関する Q & A 参照<http://www.elpida.com/pdfs/pr/2013-02-28qaj.pdf>）。

認可決定が確定した場合には、弊社ウェブサイトを通じたリリース等により関係者の皆様にお知らせする予定です。

弊社は、速やかに認可決定が確定するよう、適切に対応してまいりますので、引き続き弊社の更生手続へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上